

臨時株主総会招集のための基準日設定につき通知公告

当社は、2020年3月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2020年3月13日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者をもって、議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告します。

2020年2月27日

大阪府堺市堺区山本町六丁124番地

中山三星建材株式会社

代表取締役社長 工藤 孝幸